

政府 CIO 補佐官の主な職務内容等

1. 政府 CIO 補佐官（IT 総合戦略室担当）の主な職務内容

①政府全体の IT 戦略への助言等

- ・ デジタル・ガバメントの戦略及び基本的な方針、計画の策定・推進・評価、デジタル技術、IT を活用した業務見直し、投資管理（運用コスト削減を含む）及びデジタル人材の育成・確保等について、必要な助言及び支援を行うこと。
- ・ 「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」にある施策の実現とその成果の国際展開に関する支援・助言を行うこと。また、政府 CIO 等からの指示に基づき、会議（国際会議を含む。）の出席や出張等を行うこと。
- ・ 地方自治体業務改革、情報システム改革等を含め、地方公共団体のデジタル化に関して必要に応じ支援・助言を行うこと。

②政府全体の IT ガバナンスや行政サービス改革等に係る取組

- ・ 「政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン」（以下「標準ガイドライン」という。）等に基づく IT ガバナンス・IT マネジメントについて、内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室（以下「当室」という。）及び政府 CIO 補佐官（府省担当）と連携し、その企画・推進の円滑な実施及びこれに係る課題の解決に取り組むこと。
- ・ 「デジタル・ガバメント実現のためのグランドデザイン」等に基づき、ユーザー体験志向、データファースト等の行政サービス改革に係る施策について、当室及び政府 CIO 補佐官（府省担当）と連携し、その企画・推進の円滑な実施及びこれに係る課題の解決に取り組むこと。
- ・ デジタル・ガバメント技術検討会議及びそのタスクフォースの構成員として、デジタル・ガバメントに関する分野の推進における技術的、横断的な内容について調査又は審議し、その結論を各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議に提案すること。
- ・ 府省共通・横断的な施策の実施について、当室が指名する政府 CIO 補佐官を中心に、他の政府 CIO 補佐官と協力して共通・横断的課題の解決に取り組むこと。

③各府省による取組のモニタリング・支援等

- ・ 各府省による政府 CIO への説明などに必要に応じ同席し、各府省のプロ

ジェクト等に係る課題等を把握するとともに、その課題等を当室職員と共に監理すること。

- ・ 各府省の各プロジェクトについて、政府 CIO 補佐官（府省担当）と連携し、必要な情報共有や業務支援等を行うこと。
- ・ 各府省において、一時的な業務追加や緊急的な業務が発生するなど、政府 CIO 補佐官（府省担当）の現有人員で対応できない場合に、当室の要請に基づき、当該府省に派遣され機動的な支援を行うこと。

④その他政府 CIO 補佐官チーム等の運営に係る事項

- ・ 政府 CIO 補佐官を総括し、当室に報告、連絡、相談の上、定期的又は随時、政府 CIO に対して業務の現況報告等を行うこと。
- ・ 当室の職員や新任 CIO 補佐官等を対象とした各種研修を実施すること。
- ・ 業務遂行上把握した情報を基に、必要に応じ他の政府 CIO 補佐官と協働しつつ、業務遂行上有用となる手引き等の作成を行うこと。

2. 政府 CIO 補佐官（府省担当）の主な職務内容等

①担当府省のデジタル化戦略への助言等

- ・ 担当府省内の情報化戦略及び基本的な方針又は計画の策定・推進・評価、デジタル技術、IT を活用した業務見直し、投資管理（運用コスト削減を含む）及びデジタル人材の育成・確保等について、必要な助言及び支援を行うこと。

②担当府省の IT ガバナンスや行政サービス改革等に係る取組

- ・ 標準ガイドライン等に基づく業務（プロジェクトの計画・管理、要件定義、予算要求時における見積りの精査、情報システム調達における仕様書の作成や提案書の審査等）について、担当府省の府省内全体管理組織（以下「PMO」という。）及びプロジェクト推進組織（以下「PJMO」という。）と連携して、必要な助言及び支援を行うこと。
- ・ 「デジタル・ガバメント実現のためのグランドデザイン」等に基づき、担当府省におけるユーザー体験志向、データファースト等の行政サービス改革に係る施策について、PMO 及び PJMO と連携して、必要な助言及び支援を行うこと。
- ・ 政府 CIO 補佐官（IT 総合戦略室担当）と連携し、担当府省の業務を効果的・効率的に遂行出来るよう努めること。
- ・ 各種施策の円滑な実施や人材育成のため、担当府省の職員を対象とした

各種研修を実施すること。

③担当府省のシステム開発・運用等に係る取組

- ・ 担当府省の主なシステム開発・運用に関して、技術的観点から助言を行うこと。
- ・ 担当府省 CIO 及び副 CIO に対し、担当府省の各プロジェクト等に係る現状・課題等を定期的に情報提供するよう努めるとともに、重大なインシデント等の発生が予見される場合は、担当府省 CIO 等及び政府 CIO 等に対し、適切に報告すること。
- ・ 担当府省の各プロジェクト等に係る政府 CIO への説明に原則同席し、政府 CIO からの疑問等について担当府省 PMO 及び PJMO と協力の上対応すること。その際、政府 CIO の考え方を担当府省 PMO 及び PJMO に浸透させ、担当者が自ら考え、改善を図っていくことができるよう留意すること。

④府省共通・横断的な施策への貢献

- ・ デジタル・ガバメント技術検討会議及びそのタスクフォースの構成員として、デジタル・ガバメントに関する分野の推進における技術的、横断的な内容について調査又は審議し、その結論を各府省情報化統括責任者 (CIO) 連絡会議に提案すること。
- ・ 業務遂行上把握した政府全体で共有すべき有用な情報を当室、各府省、政府 CIO 補佐官間で共有するよう努めること。また、必要に応じ他の政府 CIO 補佐官と連携し、業務遂行上有用となる手引き等の検討及び作成を行うこと。

3. 留意事項

- ・ 業務の遂行に際しては、政府 CIO 補佐官 (IT 総合戦略室担当) は当室と、政府 CIO 補佐官 (府省担当) は担当府省の PMO 及び PJMO と、報告、連絡、相談を緊密に行うこと。
- ・ 業務の遂行を通じて得られた経験・ノウハウを蓄積し、関係者や後任者等に対する情報共有や引継ぎを行うこと。
- ・ デジタル・ガバメントに係る各種施策について、幅広い視野を持って情報を収集し、最新の情報の活用や課題解決のための自らの提案をもって、その推進に努めること。
- ・ システム構築・運用に必要と想定される一定レベルの情報セキュリティに関する情報の収集並びに知見の習得に努めること。